

日中サービス支援型共同生活援助の地域の協議会等への報告・評価の流れ

- ①日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下、「事業所」という。）所在地の市町から事業所に対して、協議会等への出席及び、事業内容報告書（以下、「報告書」という。）の提出を依頼する。
- ②事業所は日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等を記載した報告書を作成し、市町へ提出する。【様式 1、様式 2、様式 3】
- ③事業所は市町が実施する協議会等に出席し、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況を報告する。
- ④協議会等は報告を受けた内容に対する評価を行い、必要に応じて事業所に対する要望、助言等を行う。
- ⑤地域の協議会等での評価結果を事業所へ通知する。
- ⑥市町は協議会等による事業所に対する評価、及び要望、助言の内容を三重県（子ども・福祉部障がい福祉課地域生活支援班）へ情報提供する。

